

お 知 ら せ

「個人情報保護」研修講師派遣については、市単位で派遣していただけます。詳しくはチラシをご覧ください。
県障作連

平成27年4月13日

個人情報保護推進会議構成団体 代表者 様

神奈川県政策局情報企画部情報公開課長
(公 印 省 略)

平成27年度 神奈川県 個人情報保護 研修講師派遣事業について (依頼)

本県の情報公開・個人情報保護の推進につきましては、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、事業者における個人情報の適正な保護と利用を効果的に促進するため、個人情報保護に係る事業者研修事業をこれまで開催してまいりました。

平成27年度におきましては、別添チラシのとおり、個人情報保護法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「マイナンバー法」）が定める事業者の義務や事業者に求められる取組み等について、県内各事業者団体等が研修を行う場合に、個人情報保護に関する有識者（講師）を無料で派遣することといたしましたので、御活用くださいますよう、宜しく願いいたします。

○ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f162/p882055.html>

問い合わせ先

個人情報保護グループ 上原

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 (045)-210-3720 (直通)

メール kjhogo.14@pref.kanagawa.jp

県内事業者団体、自治会等の皆様へ！

個人情報保護に関する 研修講師を派遣します！

個人情報保護の研修を
行いたいけど、詳しい者
がない…。



顧客や従業員の個人情
報をどのように保護す
ればよいのだろうか？

マイナンバー制度はど
のように影響してくる
のだろうか？

地域の見守り活動にお
ける個人情報保護につ
いて知りたい！

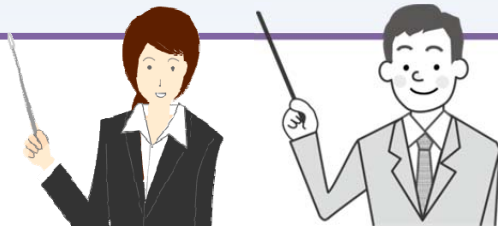
**団体等で開催する研修会に、県が
個人情報保護に関する有識者を
研修講師として派遣します！**

無料！

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、平成 27 年 10 月から国民一人ひとりにマイナンバーの通知が始まるなど、個人情報を巡る状況が大きく変化します。

こうした中で、個人情報の流出・漏えい事故を防ぎ、個人情報を確実に保護しながら、適切に取り扱っていくためには、一人ひとりが正しい知識を持つことが重要です。

これらの課題に対処するため、県内の事業者団体等に**個人情報保護に関する有識者（講師）**を派遣し、個人情報保護法やマイナンバー法が定める事業者の義務や、事業者に求められる取組み等について研修を行います。**ぜひ御活用ください！**



神奈川県 PR キャラクター

かながわキンタロウ

◆派遣対象◆
県内の事業者団体、自治会及び
これらに準ずるもの
**（裏面の「派遣要件・留意事項
等」をご覧ください。）**

◆お問い合わせ・お申し込み◆
情報公開課個人情報保護グループ
電話 (045)-210-3720(直通)
**まずは情報公開課へお問い合わせくださ
い！**

有識者の紹介 (50 音順)

内嶋 順一 氏

○みなと横浜法律事務所 弁護士

後見、遺言、相続その他高齢者・障がい者に関する問題、消費者問題、医療問題等、様々な法律上の問題に造詣が深く、県の介護保険審査会等の委員も務めています。また、要援護者の個人情報の取扱いに関する、民生委員や県職員向けの研修の経験も豊富です。

奥津 茂樹 氏

○特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス 理事

個人情報保護・情報公開を専門に、市町村アカデミー、日本経営協会のほか全国各地の自治体、事業者等での研修・講演実績が数多くあり、平成 26 年度の個人情報保護に関する事業者研修事業の講師も担当されました。主な著書に『個人情報保護の論点』（ぎょうせい）などがあります。

山本 伊都子 氏

○株式会社 福祉規格総合研究所 職員（認定プライバシーコンサルタント）

プライバシーマーク取得事業者向けコンサルタントや、社会福祉協議会及び福祉施設並びに民生委員及び自治会員等を対象とした研修等について豊富な経験があり、平成 25 年度、24 年度の個人情報保護に関する事業者研修事業の講師も担当されました。

派遣要件・留意事項等

- 受講者数が概ね 20 名以上の研修で、県内の事業者団体、自治会及びこれらに準ずるものが実施する研修が派遣対象となります。個々の事業者が実施する研修は派遣対象とはなりません。
- 原則として、派遣を希望する日の 1 ヶ月前までに情報公開課へ御連絡ください。
- 研修会場は団体で御用意ください。
- 資料の印刷は団体が行うものとします（資料の作成は講師が行います。）。
- 資料の著作権は講師に帰属しており、当該研修以外で利用することは認められません。
- 修了証の発行は行いません。
- 講師の派遣は、原則として 1 団体につき 2 回までとします。
- 研修時間については 原則 1 時間 30 分ですが、延長等の御要望がある場合はお申し出ください。
- 研修の日程（土曜日、日曜日、祭日、年末年始は除く。）については団体の要望に沿いますが、講師の都合上調整させていただくことがあります。
- 上記以外の講師派遣の御要望等がありましたら御相談ください。
- その他、申請書、派遣要綱等の詳細な内容は、県のホームページをご覧ください。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f162/p882055.html>)